

新型コロナウイルス感染症に関する 新たな支援制度について

美郷町地域応援商品券・地域応援食事券(第2弾)を給付します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により停滞している町内経済の回復を加速させるため、美郷町地域応援商品券・地域応援食事券(第2弾)を給付します。

■給付対象者

令和2年7月27日現在において美郷町の住民基本台帳に記録されている方

■給付額

町民1人あたり 6,000円

①商品券・食事券:4,000円(500円×8枚)

※取扱店での商品購入やサービス提供のほか、飲食、テイクアウト(持ち帰り)、デリバリー(出前)にも使用できます。

②食事券:2,000円(500円×4枚)

※取扱店内での飲食に使用できます。
(テイクアウトおよびデリバリーには使用できません)

■使用期限

12月9日(水)

■給付時期

8月上旬から、世帯主あてに世帯員分の商品券・食事券および食事券を簡易書留で郵送します。

■地域応援商品券・地域応援食事券取扱店

取扱店として登録した美郷町内の事業者

※取扱店の詳細は同封するチラシをご覧ください。

※取扱店が追加された場合は町ホームページで順次紹介します。

地域応援商品券・地域応援食事券 取扱店を募集しています

■募集期限 ●10月30日(金)

※応募後は順次取扱店として登録します。

■手数料等 ●登録料および換金手数料は無料です。

■応募方法 ●申請書に必要事項を記入のうえ、町商工観光交流課または美郷町商工会へ申請してください。

※申請書は町ホームページからダウンロードできるほか、町商工観光交流課および美郷町商工会に備え付けています。

美郷町感染症対策環境整備支援事業、 新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る取り組みに補助します

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために設置する対策設備やオンライン環境の整備に対して補助し、多様な働き方による業務効率化や生産性向上に向けた取り組みを支援します。

■補助対象者

町内に事業所を有する中小企業または個人事業主

■補助対象事業

①換気設備設置等感染症予防事業

②オンライン環境整備事業

※事業所内に設置・導入するものに限り、ます。

■申請期限

9月30日(水)

■必要書類

①美郷町感染症対策環境整備支援事業補助金交付申請書

②事業計画書

③事業収支予算書

④見積書・製品仕様書・図面等

⑤町税等納税証明書

■申請方法

必要書類をそろえて町商工観光交流課へ申請してください。

※申請書は町ホームページからダウンロードできるほか、町商工観光交流課に備え付けています。

■補助対象経費等

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
①換気設備設置等 感染症予防事業	・換気扇および網戸の設置 ・手洗い場の設置 ・飛沫感染防止のための間仕切り等の設置 ・非接触体温計およびサーモカメラの設置 ※総額が税込4万円以上のものに限り、ます。	4分の3	10万円
②オンライン環境 整備事業	・在宅勤務、オンライン会議およびオンライン販売等 にのみ使用するパソコン、タブレット、WEBカメラ、無線LAN機器、 ソフトウェア等の導入に要する設備費 ※単価税込10万円未満のものに限り、ます。	4分の3	50万円

美郷町雇用促進支援金を給付します

新型コロナウイルス感染症の影響のなか、町民を雇用する企業等に対して支援金を給付します。

■対象事業者 ※週30時間以上の所定労働時間での雇用が対象

- ①雇用期間を定めず、60歳未満の町民を町内事業所で雇用した町内企業等(令和2年7月1日以後の雇用に適用)
- ②3カ月以上の雇用期間で町民を町内事業所で雇用した町内企業等(令和2年7月1日以後の雇用に適用)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により事業主都合で解雇された町民を3カ月以上の雇用期間で雇用した町内外企業等(令和2年4月1日以後の雇用に適用)

■給付額

- ①1人につき60万円
- ②1人につき月額5万円(上限額30万円)
- ③・事業所が町内の場合
1人につき月額5万円(上限額30万円)
- ・事業所が町外の場合
1人につき月額2万5,000円(上限額15万円)

■申請期限

12月28日(月)

■申請方法

雇用後30日以内(6月30日までに雇用した③の対象者がいる場合は9月30日(火)まで)に、必要書類をそろえて町商工観光交流課へ申請してください。

■必要書類

- ・美郷町雇用促進支援金給付申請書
 - ・履歴事項全部証明書(法人)
 - ・事業主の住民票抄本など事業所所在地が確認できる書類(個人事業主)
 - ・対象労働者調書
 - ・事業所雇用状況証明書
 - ・雇用契約書または労働条件通知書の写し
 - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
 - ・直近年度の納税証明書
 - ・対象労働者が新型コロナウイルス感染症の影響により事業主都合で解雇された町民である場合は、そのことを証する書類
- ※申請書は町ホームページからダウンロードできるほか、町商工観光交流課に備え付けています。

美郷町事業継続家賃支援金を給付します

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受け、町内に店舗等を有して事業を営んでいる中小企業または個人事業主に対し、家賃の一部を支援します。

■給付対象者

町内に店舗等を有して事業を営んでいる中小企業または個人事業主で、次の要件をすべて満たす方

- ①令和2年4月から同年9月の間のいずれか連続する3カ月の売上合計が、前年同月の売上合計と比較して20%以上減少していること
- ②前年同月の売上合計が前年同月の家賃合計を超えていること

■対象経費

令和2年4月1日から同年9月30日までの間に係る賃貸借契約書等に定められた店舗等の家賃
※借地料、管理費、共益費、敷金礼金、駐車場代等は除きます。

■給付額

令和2年4月から同年9月までの家賃の5分の1以内の額(1カ月あたりの上限額2万円)で最大6カ月分

■申請方法

必要書類をそろえて町商工観光交流課へ申請してください。
※申請書は町ホームページからダウンロードできるほか、町商工観光交流課に備え付けています。

■申請期限

11月2日(月)

■必要書類

- ①美郷町事業継続家賃支援金給付申請書
- ②家賃が確認できる書類(賃貸借契約書の写し)
- ③平成31年(令和元年)分の確定申告書の写し

ア 中小企業

書類の内容	
・確定申告書別表一 ・法人事業概況説明書(両面)	

イ 個人事業主

申告区分	書類の内容
青色申告	・確定申告書第一表 ・所得税青色申告決算書(両面)
白色申告	・確定申告書第一表等 ・収支内訳書(両面) ・平成31年1月から令和元年12月の月間事業収入が確認できる資料(売上台帳等)

- ④令和2年4月から同年9月までのうち、減少を比較する3カ月の売上げが確認できる資料(売上台帳等)
- ⑤比較月(平成31年(令和元年))の家賃が確認できる書類(賃貸借契約書の写し等)
- ⑥町税等納税証明書(令和元年度分)
- ⑦本人確認書類(個人事業主の場合のみ)
- ⑧申請者本人名義の振込先口座の写し